

## 宝塚市告示第 5576 号

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第 2 1 条第 2 項の規定により告示する。

なお検査に際し、宝塚市計量事務手数料条例（平成 2 2 年 3 月 3 1 日条例第 1 0 号）に定められた検査手数料を指定定期検査機関に直接納付するものとする。

令和 8 年（2024 年）2 月 2 7 日

宝塚市長 森 臨太郎

### 1 定期検査対象特定計量器

計量法施行令（平成 5 年政令第 3 2 9 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 7 0 号）第 3 9 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当するもの）

### 2 検査区域

武庫川左岸地域

※切畑字長尾山 1 番地～8 番地、1 0 番地～1 3 番地、1 7 番地を含む。

### 3 検査期日及び検査日

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 3 1 日まで（土曜日、日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する祝日及び休日を除く。）の期間で指定定期検査機関が別に通知する日

### 4 検査場所

当該特定計量器の所在の場所